⑺　本工事は、工事施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、理事（財務担当）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した建築一式工事に係る点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,190点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成16年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業の代表者　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の病院で、延べ面積3,700㎡以上の新築、増築、改築工事又は改修工事を施工した実績を有すること。（新築、増築、改築工事及び改修工事を合わせて施工した場合は延べ面積と改修延べ面積の合計が3,700㎡以上であること。）

②　共同企業の代表者以外の構成員　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の病院で、延べ面積1,900㎡以上の新築、増築、改築工事又は改修工事を施工した実績を有すること。（新築、増築、改築工事及び改修工事を合わせて施工した場合は延べ面積と改修延べ面積の合計が1,900㎡以上であること。）

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者
・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成16年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案」、及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記３⑶①、②及び③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高50点を与える。施工体制評価点は、下記３⑶の④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算出方法は、下記３⑶①、②及び③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとするなお、下記３⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記３⑵②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進
・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・総合的なコスト
・性能等
・社会要請

③　工事全般の施工計画
・施工上考慮すべき事項等の技術的所見

④　企業の施工体制
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責により、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒431－3192 静岡県浜松市東区半田山一丁目20番１号　浜松医科大学施設課企画係　電話053－435－2138　ＦＡＸ053－435－2196

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和元年11月11日（月）から令和元年12月２日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。
入札説明書は本学ＨＰの入札公告（建設工事）からダウンロードすること
（https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/procurement-info/supply2.html）。